

## 相談支援事業所

### サポートセンターかすみ、サポートセンターきずな、サポートセンター福井東 運営規程

#### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人 かすみが丘学園が設置経営するサポートセンターかすみ、サポートセンターきずな、サポートセンター福井東(以下「事業所」という。)において実施する相談支援事業は、坂井市、あわら市に住所を有し、在宅の障害者等(障害児及びその保護者を含む。以下「障害者等」という。)の相談に応じ、必要な援助を行う事により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

#### (運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
  - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 4 事業の実施にあたっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立って、支給決定障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
  - 5 事業の実施にあたっては、自ら業務内容の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
  - 6 事業の運営にあたっては、関係市町、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。
  - 7 利用者又は障害児の保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。
  - 8 前七項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 相談支援事業所 サポートセンターかすみ  
所在地 坂井市坂井町下新庄18-11-1
- (2) 名称 相談支援事業所 サポートセンターきずな  
所在地 坂井市丸岡町女形谷58-16
- (3) 名称 相談支援事業所 サポートセンター福井東  
所在地 福井市城東4丁目2-18

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) サポートセンターかすみ

ア. 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、事業所の職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

イ. 相談支援専門員 3名(常勤職員2名、非常勤1名)

相談支援専門員は、基本相談支援、計画相談支援、地域相談支援に関する業務を担当する。

(2) サポートセンターきずな

ア. 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、事業所の職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

イ. 相談支援専門員 1名(非常勤1名)

相談支援専門員は、基本相談支援、計画相談支援、地域相談支援に関する業務を担当する。

(3) サポートセンター福井東

ア. 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、事業所の職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

イ. 相談支援専門員 1名(非常勤1名)

相談支援専門員は、基本相談支援、計画相談支援、地域相談支援に関する業務を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前9時00分から午後5時00分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとるものとする。

(相談支援の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 委託相談支援事業

(2) 指定特定相談支援

(3) 障害児相談支援

(4) 指定一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

(5) その他

- ・ 自立支援協議会の運営に関する業務
- ・ 当該地域の相談支援事業者等に対して助言等

（利用者から受領する費用の額等）

第7条 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合は、事業所から自宅までの走行距離にガソリン代として27円/kmを掛けた額を徴収する。

2 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支払の同意を得るものとする。

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、利用者に対し当該費用に係る領収証を交付するものとする。

（通常の事業の実施区域）

第8条 通常の事業の実施地域は、坂井市、あわら市の全域とする。ただし、当該地域以外の地域に居住する利用者に対し、サービス提供を行うことを妨げるものではない。

（緊急時における対応）

第9条 職員は、緊急事態が発生した場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（衛生管理）

第10条 従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

（事故発生時の対応）

第11条 利用者に対する相談支援の提供により事故が発生した場合は、福井県及び支給決定をした市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、相談支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

（苦情解決）

第12条 事業所は利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるため

の窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、提供した相談支援に関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は職員の資質向上を図るため研修(前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2)継続研修 年1回

- 2 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者家族の個人情報を利用する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 6 事業所は、利用者の相談、ケース会議等の記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存しなければならない。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人かすみが丘学園と当該事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

、	平成24年6月1日	一部改正
、	平成24年12月21日	一部改正
、	平成25年4月1日	一部改正
、	平成26年1月1日	一部改正
、	平成26年6月1日	一部改正